

# 障がい者割引乗船券の購入について

身体障がい者手帳、療育手帳もしくは精神障がい者手帳をお持ちのかたで、下記の対象者の要件に該当する方は、障がい者割引を受けることができます。下記に記載のない場合は、割引対象外となります。

券の種類	手帳の種別	対象者	対象者の要件	割引率
普通乗船券	身体障がい者1種療育A	本人	12歳未満を除く (12歳未満は小人割引を適用しているため)	5割引
	精神障がい者1級	介護者	本人を介護する場合のみ	
	身体障がい者2種療育B 精神障がい者2級・3級	本人のみ	片道101km以上の旅行者と <u>※副申による特別割引適用者本人</u>	
回数乗船券	身体障がい者1種療育A	本人	12歳未満を除く (12歳未満は小人割引を適用しているため)	5割引
	精神障がい者1級	介護者	本人を介護する場合のみ	
	身体障がい者2種療育B 精神障がい者2級・3級	本人のみ	<u>※副申による特別割引適用者本人</u>	
定期乗船券	身体障がい者1種療育A	本人	12歳未満を除く (12歳未満は小人割引を適用しているため)	3割引
	精神障がい者1級	介護者	本人を介護する場合のみ	
	身体障がい者2種療育B 精神障がい者2級・3級	本人	<u>※副申による特別割引適用者本人</u>	
		介護者	12歳未満の者を介護する場合のみ	

※副申による特別割引適用者とは、鳥羽市社会福祉事務所長が特別に認めたかたのことです。

**上記の割引を受けるには、乗船券をお買い求め際に、障がい者手帳の提示が必要です。**